証券コード　2899
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都港区西新橋二丁目36番１号
株式会社 永谷園ホールディングス
取締役社長　　永 谷　　泰 次 郎

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を行ったうえで開催させていただくことといたしました。
　なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。
　今後の状況により本株主総会の運営に変更が生ずる場合は以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、事前にご確認ください。
（アドレスhttp://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/）

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区芝五丁目26番20号
　一般社団法人日本建築学会　建築会館ホール
３．目的事項
報告事項
１．第67期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第67期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以　上

◎本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。また安全確保のため、ご入場前にご来場の株主様の体温を測定させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
③連結計算書類の「連結注記表」
④計算書類の「個別注記表」
したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

（第67回定時株主総会招集ご通知添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

（事業の経過及び成果）

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用環境や所得環境が改善傾向にあり緩やかな回復傾向が継続いたしました。しかしながら、消費税増税による個人消費の低迷や、新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外の経済に与える影響により、景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く市場環境も、10月に実施された消費税増税による消費者の生活防衛意識の高まりにより、食料品に対しても、以前にも増して低価格志向が強まっております。これに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による内食需要の増加に対する安定的な商品の供給等、環境変化の激しい状況で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として取り組んでまいりました。

「企業戦略の充実」につきましては、当社グループの恒常的な安定と成長を実現するため、環境変化に対する対応力の強化を推し進めてまいりました。また一方で、「健康食」というキーワードの下、全世界的に日本食の需要が高まっている中、当社グループが培ってきた日本食としてのブランド力とグループの持つ経営資源を活かして、海外での事業の確立を目指してまいりました。

「新価値提案力の更なるアップ」につきましては、多様化する消費者ニーズや健康意識の高まりに応えるべく、消費者の潜在的な「食」への興味を喚起する商品や毎日の食事の中で美味しく気軽に健康をサポートする機能性表示食品を発売することで市場の活性化を図ってまいりました。また、既存品につきましても、コラボ商品の発売や家庭での調理時間の短縮を手助けするアレンジメニューの提案を行うことにより、売上の拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,050億63百万円（前年度比0.3%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は34億22百万円（前年度比 45.2%増）、経常利益は31億38百万円（前年度比 27.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億49百万円（前年度比 8.6%増）となりました。

以下、セグメントの状況は次のとおりであります。

〇国内食料品事業

販売面につきましては、主力商品の活性化と新商品の取扱いの拡大に取り組んでまいりました。消費者向けには、テレビＣＭやホームページ、ＳＮＳを活用した商品紹介やアレンジレシピの公開、お守りパンダリュックや前年に続き東海道五拾三次カードフルセットを景品とした消費者キャンペーンの実施、さらには、若い世代を中心に人気のキャラクターを起用したキャンペーンの実施など、ファン層の拡大と購買意欲の促進に努めてまいりました。また、流通向けには、大量陳列コンテストや、生鮮品との関連販売の提案などを通じて、店頭での商品の露出強化に取り組んでまいりました。

商品開発面につきましては、“新価値創造商品の開発”をテーマに取り組んでまいりました。とくに当期は、高付加価値のメニューを手軽に召し上がっていただける商品の開発を進めてまいりました。具体的には、「おとなのふりかけ」の30周年限定メニューとして、トリュフやからすみといった高級素材を使用した商品や、おかずにもなるような具材量を実現したみそ汁、だしにこだわった甘海老だしのみそ汁などを開発いたしました。また、一方では、お子様によろこんでもらえる惣菜の素や、ブームになっている麻辣味に着目した煮込みラーメンの新メニュー、ＳＮＳで話題になっている食べ方を再現したふりかけを開発いたしました。健康食品では、今注目のたんぱく質を多く含んだ素材を使用したふりかけや、女性を中心に、忙しい毎日でも手軽に取り入れられるような、健康と美容をサポートする和漢を使用したスープや粥などを開発し、新たな市場の拡大を図ってまいりました。

以下、主要品目の状況は次のとおりであります。

＜お茶づけ・ふりかけ類＞

当社看板商品である「お茶づけ海苔」は、５月17日の「お茶漬けの日」に合わせ、前年に引き続きスペシャルマッチと称してプロ野球の試合で来場者への試供品配布などを行いました。さらに「ワノ国にはお茶づけがある　コラボキャンペーン」と題し、人気キャラクター「ワンピース」のオリジナルデザインカードをお茶づけ商品へ封入する企画や、オリジナルの景品が当たる消費者キャンペーンを実施し、若年層の喫食機会の増加に取り組んでまいりました。また、お茶づけの新商品では、鯛のだしの旨みがぎゅっとつまった「鯛だし茶づけ」を発売し、ふりかけでは「おとなのふりかけ30周年」を記念し、期間限定品や、既存品の海苔増量商品を発売いたしました。これに加え、人気タレントをＣＭで起用した「えびふりかにふり」などを発売したことで、売上高は160億27百万円（前年度比 1.0％増）となりました。

＜スープ類＞

当社主力商品である「あさげ」シリーズは、具だくさんタイプ商品のラインアップを追加することで店頭露出の更なる強化を図ってまいりました。また、アソートタイプのフリーズドライみそ汁の減塩タイプ「毎日のおみそ汁　５種のバラエティーセット10袋入　減塩」や、寿司店で提供されるような本格的な味を再現した「こくだしみそ汁　甘海老だし」等の新商品を積極的に発売したことで、売上高は237億５百万円（前年度比 0.9％増）となりました。

＜調理食品類＞

惣菜商品では、人気のたまごそうざいシリーズにおいて、お子様に大人気のデミグラスソースを使用した「デミ玉」を発売し、売上拡大を図りました。また根強い人気の既存品の「かに玉」、「麻婆春雨」、「五目焼きビーフン」等もリニューアルを行い、さらなる商品価値の向上に努め、販売強化を図ってまいりました。また、チャーハンの素、レトルトカレーではテレビで人気の「チコちゃんに叱られる！」に登場するチコちゃんをテーマにした商品を発売したものの、売上高は257億６百万円（前年度比 1.4％減）となりました。

＜その他＞

業務用商品は、従来からの主力商品であるお茶づけ、ふりかけ、みそ汁等に加え、みそ汁の具や、アレルギー配慮商品など近年の需要を捉えた商品の販売強化や、災害備蓄用の「フリーズドライご飯」シリーズの継続的な取扱い促進を図ったものの、売上高は39億51百万円（前年度比9.7%減）となりました。

以上の結果、国内食料品事業の売上高は693億90百万円（前年度比 0.6%減）となりました。

〇海外食料品事業

Chaucerグループでは、顧客ニーズに合わせたフリーズドライ商品の研究開発と品質向上に取り組んでまいりました。アメリカ市場では、2017年に増強したフリーズドライ設備を最大限に活用し、需要拡大に対応いたしました。また、欧州市場では、グローバル企業との取引の拡大に努めてまいりました。また、アジア市場では、当社グループの販売チャネルを活かし日本市場への売上拡大に努めてまいりました。

また、MAIN ON FOODSグループでは、アメリカ市場において、麺商品及び粉商品のサプライヤーとして多数の外食企業及び食品企業との着実な取引拡大を進めてまいりました。研究開発においては、健康意識の高まりによる多様な消費者ニーズに応えるため、グルテンフリー麺等の高付加価値商品の開発に努めてまいりました。

以上の結果、海外食料品事業の売上高は236億55百万円（前年度比 2.7%増）となりました。

〇中食その他事業

麦の穂グループでは、20周年を迎えたシュークリーム専門店「ビアードパパ」において、記念商品やコラボ商品の発売により、更なる顧客の拡大を図ってまいりました。また、８月８日の“ビアードパパの日”にパイシュークリームを特別価格100円で販売する年に一度の「ファン大感謝祭」の開催や、初売りとして特別割引券の入った福袋を数量限定で販売し、ご好評をいただきました。

以上の結果、中食その他事業の売上高は118億14百万円（前年度比 0.9%増）となりました。

（設備投資及び資金調達の状況）

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は総額43億34百万円であります。その主な内容は、子会社である株式会社永谷園におけるお茶づけ商品及びみそ汁商品の製造設備の増設・更新、海外食料品事業における新規工場の設立及び中食その他事業における新規店舗の出店並びにグループ全体における既存設備の更新であり、金融機関からの借入金及び自己資金によりまかないました。なお、増資・社債発行による資金調達は行いませんでした。

（重要な組織再編等の状況）

記載すべき重要な事項はございません。

（対処すべき課題）

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が国内外の経済をさらに下振れさせ、個人消費は減少が続くと見込まれ、経営環境は極めて厳しい状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く市場環境につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活習慣や消費者のニーズの変化に対応した商品が求められるものと推測されます。そこで当社グループといたしましては従業員の健康と安全の確保を最優先としたうえで、食品メーカーの使命として社会的責任を果たすべく、今後の動向を注視しながら、商品の生産・供給体制の維持に尽力いたします。

このような下で当社グループは、引き続き「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として取り組んでまいります。

①「企業戦略の充実」

永谷園ブランドの価値の更なる向上に努めてまいります。既存カテゴリーのブラッシュアップはもちろんのこと、新しいカテゴリーへの創造に対する取り組みにチャレンジしてまいります。また、引き続き海外においても、「日本食」や「日本の技術」というテーマを中心として、当社グループの持つ経営資源を最大限に活用することで海外マーケットの開拓に注力してまいります。

②「新価値提案力の更なるアップ」

価値観の多様化などを背景に目まぐるしく変化する環境に適応し、健康志向や簡便性など複雑化するニーズを正確にとらえ商品開発に活かすことで、常にお客様に新しい価値を提案できるよう積極的に取り組んでまいります。

以上の課題を達成させるため、当社グループは各社の経営資源、技術等を結集し、事業領域の拡大と収益の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

事業の種類別売上高

事業の種類	主要な事業内容		売上高	構成比
国内食料品事業	品目別	主要商品	百万円	%
	お茶づけ類 ふりかけ類	お茶づけ、ふりかけ おむすび用ふりかけ	16,027	15.2
	スープ類	即席みそ汁 即席お吸いもの	23,705	22.6
	調理食品類	ちらし寿司のもと チャーハンのもと そうざいのもと カレー 即席中華めん、乾麺	25,706	24.5
	その他	業務用商品、進物品	3,951	3.8
	小計		69,390	66.1
海外食料品事業	フリーズドライ食品及び麺等の製造及び販売		23,655	22.5
中食その他事業	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導 テイクアウト寿司の製造及び販売		11,814	11.2
その他	不動産事業		203	0.2
合計			105,063	100.0

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 64 期 (2017年３月期)	第 65 期 (2018年３月期)	第 66 期 (2019年３月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(百万円)	80,714	99,069	104,746	105,063
営　業　利　益(百万円)	3,152	3,683	2,357	3,422
経　常　利　益(百万円)	2,967	3,184	2,468	3,138
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,241	1,659	1,058	1,149
１株当たり当期純利益　(円)	69.05	92.28	59.03	64.59
総　　資　　産(百万円)	89,736	89,786	87,943	86,391
純　　資　　産(百万円)	31,219	33,824	32,800	32,292
１株当たり純資産額　(円)	1,741.07	1,821.64	1,773.90	1,758.74

(注) １．従来、「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」及び「営業外費用」に計上しておりました不動産関連の収益及び費用は、前連結会計年度より「売上高」及び「売上原価」に計上することに変更したため、第64期から第65期の「売上高」及び「営業利益」については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)を前連結会計年度の期首から適用しており、第64期から第65期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

３．当社は、2018年10月１日を効力発生日として普通株式２株につき１株の割合で株式併合を実施しております。第64期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して、１株当たり当期純利益金額及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
株式会社永谷園	350	100.00	飲食料品の包装・加工・製造及び販売
株式会社サンフレックス永谷園	15	※100.00	飲食料品の包装・加工・製造及び販売
株式会社サニーフーズ	85	100.00	調味料の製造及び販売
藤原製麺株式会社	40	100.00	麺類の製造及び販売
Broomco (3554) Limited	千USドル 0	60.00	持株会社
Broomco (3555) Limited	千USドル 22,282	※100.00	持株会社
Chaucer Foods Limited	千USドル 1,019	※100.00	フリーズドライ食品及びパン製品の製造及び販売
Chaucer Foods UK Limited	千USドル 1	※100.00	パン製品の製造及び販売
Chaucer Foods SAS	千ユーロ 6,106	※100.00	フリーズドライ食品の製造及び販売
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited	千USドル 400	※100.00	フリーズドライ食品の製造及び販売
MAIN ON FOODS, CORP.	千USドル 3,336	50.000061	麺商品、粉商品の製造及び販売
株式会社麦の穂ホールディングス	490	100.00	持株会社
株式会社麦の穂	11	※100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導

（次頁に続く）

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主な事業内容
	千USドル	%	
Muginoho International,Inc.	100	100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
	千USドル		
NAGATANIEN USA,INC.	9,540	100.00	持株会社
	千USドル		
NAGATANIEN RS FOODS,LLC	2,545	※100.00	テイクアウト寿司の製造及び販売

（注）１．※の議決権比率には、間接保有分を含んでおります。

２．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 主要な事業内容 (2020年３月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、食料品の製造及び販売並びに菓子の製造及び販売他であります。

主要商品等につきましては、９頁記載の「事業の種類別売上高」に記載のとおりであります。

(5) 主要な営業所及び工場 (2020年３月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本社	東京都港区

② 子会社の主要な営業所

㈱永谷園	東京都港区
㈱サンフレックス永谷園	福島県いわき市
㈱サニーフーズ	東京都港区
藤原製麺㈱	北海道旭川市
Broomco (3554) Limited	英国
Broomco (3555) Limited	英国
Chaucer Foods Limited	英国
Chaucer Foods UK Limited	英国
Chaucer Foods SAS	フランス共和国
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited	中華人民共和国
MAIN ON FOODS, CORP.	アメリカ合衆国
㈱麦の穂ホールディングス	大阪府大阪市
㈱麦の穂	大阪府大阪市
Muginoho International,Inc.	アメリカ合衆国
NAGATANIEN USA,INC.	アメリカ合衆国
NAGATANIEN RS FOODS,LLC	アメリカ合衆国

(6) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前連結会計年度末比増減）
2,544名（+38名）

（注）従業員数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除く）でありますが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
118名（-3名）	42.8歳	16.4年

（注）従業員数は就業人数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）でありますが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	10,128百万円
株式会社みずほ銀行	5,740
農林中央金庫	2,220
株式会社三井住友銀行	2,097

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　58,000,000株

② 発行済株式の総数　　19,138,703株（自己株式1,461,211株を含む）

③ 株主数　　10,008名（前事業年度末比2,402名増）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	2,084千株	11.79%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	766	4.34
永谷栄一郎	716	4.06
永谷泰次郎	716	4.05
松竹株式会社	616	3.48
大正製薬ホールディングス株式会社	565	3.20
株式会社みずほ銀行	544	3.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	539	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	478	2.71
永谷明	438	2.48

（注）１．当社は、自己株式を1,461,211株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（1,461,211株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	永谷 栄一郎	
取締役相談役	永谷 明	
代表取締役 取締役社長	永谷 泰次郎	海外事業本部長 株式会社麦の穂ホールディングス 代表取締役会長 株式会社麦の穂代表取締役会長
取締役副社長	永谷 祐一郎	社長業務補佐 グループ生産担当 品質保証部担当 株式会社オクトス代表取締役社長
専務取締役	今村 忠如	専務執行役員 関係会社経営管理担当 海外事業副本部長 中央魚類株式会社社外取締役
常務取締役	京 裕信	常務執行役員 社長室長兼管理本部長兼不動産部長 株式会社永谷園専務取締役
取締役	迫本 栄二	銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人代表社員理事長 株式会社西武ホールディングス社外監査役 株式会社プリンスホテル社外監査役 産業ファンド投資法人監督役員
取締役	山崎 長宏	太陽化学株式会社代表取締役社長
常勤監査役	永谷 竜一	
常勤監査役	松村 雅彦	株式会社永谷園監査役 株式会社サンフレックス永谷園監査役
監査役	柳澤 義一	新創監査法人統括代表社員 日本公認会計士協会副会長 東急リアル・エステート投資法人監督役員
監査役	井ノ上 正男	大高法律事務所　弁護士 株式会社歌舞伎座社外監査役 松竹株式会社社外監査役

（注）１．取締役迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、社外取締役であります。
２．監査役柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、社外監査役であります。
３．取締役迫本栄二氏及び山崎長宏氏並びに監査役柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役永谷竜一氏は、2008年６月から2011年６月まで当社の経理部門の責任者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．常勤監査役松村雅彦氏は、2011年６月から2018年３月まで当社の経理部門の責任者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役柳澤義一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
７．専務取締役今村忠如氏は、2020年４月１日付で経営戦略本部長兼バリューアップ推進室長に就任いたしました。
８．常務取締役京裕信氏は、2020年４月１日付で総務部広報部担当に就任いたしました。
９．取締役清水周英氏は、2019年６月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
10．監査役鈴木章平氏は、2019年６月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
11．2020年３月31日現在の執行役員は、上記の取締役兼務者の他は、次のとおりであります。

執行役員	清水　周英	執行役員	江口　輝
執行役員	久世　次郎	執行役員	木村　浩臣
執行役員	川又　幸夫	執行役員	山根　浩一
執行役員	久我　光枝	執行役員	小川　美朋
執行役員	木内　美章	執行役員	川口　和哉

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	９名 （２）	328百万円 (16)
監査役 （うち社外監査役）	５名 （２）	53百万円 (12)
合　　計	14名	381百万円

（注）１．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第62回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内、また使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第62回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。

３．支給額には、事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した金額を含んでおります。

４．当事業年度末現在の取締役は８名（うち、社外取締役は２名）、監査役は４名（うち、社外監査役は２名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2019年６月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名、監査役１名が含まれているためであります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	重要な兼職の状況
社外取締役	迫　本　栄　二	銀座K．T．C税理士法人代表社員理事長 株式会社西武ホールディングス社外監査役 株式会社プリンスホテル社外監査役 産業ファンド投資法人監督役員
社外取締役	山　崎　長　宏	太陽化学株式会社代表取締役社長
社外監査役	柳　澤　義　一	新創監査法人統括代表社員 日本公認会計士協会副会長 東急リアル・エステート投資法人監督役員
社外監査役	井ノ上　正　男	大高法律事務所　弁護士 株式会社歌舞伎座社外監査役 松竹株式会社社外監査役

（注）当社と当該他の法人等との間には、特別な関係はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	出席状況及び発言状況
社外取締役	迫　本　栄　二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての視点から助言・提言を行っております。
社外取締役	山　崎　長　宏	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。経験豊富な経営者としての視点から助言･提言を行っております。
社外監査役	柳　澤　義　一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に、また監査役会８回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての視点から助言・提言を行っております。
社外監査役	井ノ上　正　男	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また監査役会８回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	ＥＹ新日本有限責任監査法人支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、海外子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、当社の監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社の取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

備　考

本事業報告の記載金額及び株数の表示単位未満の端数は、それぞれ切り捨てて表示しております。

メ　　モ

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**35,400**	**流動負債**	**27,934**
現金及び預金	7,870	支払手形及び買掛金	5,982
受取手形及び売掛金	14,316	電子記録債務	2,801
商品及び製品	5,137	短期借入金	8,600
仕掛品	1,403	リース債務	261
原材料及び貯蔵品	5,073	未払法人税等	682
その他	1,693	賞与引当金	637
貸倒引当金	△94	未払金	5,285
固定資産	**50,991**	その他	3,681
有形固定資産	**29,406**	**固定負債**	**26,164**
建物及び構築物	6,367	社債	10,000
機械装置及び運搬具	9,043	長期借入金	12,547
土地	11,135	リース債務	991
リース資産	1,092	繰延税金負債	594
建設仮勘定	1,225	再評価に係る繰延税金負債	334
その他	541	役員退職慰労引当金	92
無形固定資産	**11,986**	退職給付に係る負債	237
のれん	11,701	資産除去債務	261
その他	285	その他	1,105
投資その他の資産	**9,598**	**負債合計**	**54,098**
投資有価証券	6,227	**純資産の部**	
関係会社出資金	190	**株主資本**	**33,495**
繰延税金資産	1,166	**資本金**	**3,502**
再評価に係る繰延税金資産	239	**資本剰余金**	**6,197**
退職給付に係る資産	163	**利益剰余金**	**26,599**
その他	1,695	**自己株式**	**△2,804**
貸倒引当金	△84	**その他の包括利益累計額**	**△2,405**
		その他有価証券評価差額金	**1,057**
		土地再評価差額金	**△3,154**
		為替換算調整勘定	**△203**
		退職給付に係る調整累計額	**△104**
		非支配株主持分	**1,202**
		純資産合計	**32,292**
資産合計	**86,391**	**負債純資産合計**	**86,391**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		105,063
売上原価		63,391
売上総利益		41,672
販売費及び一般管理費		38,249
営業利益		3,422
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	169	
その他	195	378
営業外費用		
支払利息	259	
為替差損	252	
固定資産除却損	71	
持分法による投資損失	8	
その他	69	662
経常利益		3,138
特別損失		
減損損失	346	
関係会社出資金評価損	88	
店舗閉鎖損失	4	
会員権評価損	6	
貸倒損失	27	
役員退職慰労金	6	
損害賠償金	30	509
税金等調整前当期純利益		2,628
法人税、住民税及び事業税	1,303	
法人税等調整額	30	1,334
当期純利益		1,294
非支配株主に帰属する当期純利益		144
親会社株主に帰属する当期純利益		1,149

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,502	6,197	26,000	△2,353	33,348
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△554		△554
親会社株主に帰属する当期純利益			1,149		1,149
自己株式の取得				△451	△451
自己株式の処分		0		0	0
連結範囲の変動			3		3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					―
当連結会計年度変動額合計	―	0	598	△451	147
当連結会計年度末残高	3,502	6,197	26,599	△2,804	33,495

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,911	―	△3,394	△148	14	△1,616	1,068	32,800
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△554
親会社株主に帰属する当期純利益								1,149
自己株式の取得								△451
自己株式の処分								0
連結範囲の変動								3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△854	―	239	△55	△119	△788	133	△654
当連結会計年度変動額合計	△854	―	239	△55	△119	△788	133	△507
当連結会計年度末残高	1,057	―	△3,154	△203	△104	△2,405	1,202	32,292

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**10,784**	**流動負債**	**14,480**
現金及び預金	4,787	短期借入金	5,500
原材料及び貯蔵品	0	1年内返済予定の長期借入金	2,615
前払費用	4	関係会社短期借入金	3,623
関係会社短期貸付金	4,149	リース債務	20
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	764	未払金	906
その他	1,077	未払費用	27
固定資産	**51,894**	未払法人税等	82
有形固定資産	**7,063**	賞与引当金	3
建物	306	その他	1,701
構築物	0	**固定負債**	**23,164**
車両運搬具	24	社債	10,000
工具、器具及び備品	102	長期借入金	12,255
土地	6,582	リース債務	30
リース資産	46	退職給付引当金	16
無形固定資産	**149**	役員退職慰労引当金	75
借地権	3	その他	786
ソフトウエア	122	**負債合計**	**37,644**
その他	24	**純資産の部**	
投資その他の資産	**44,681**	**株主資本**	**27,983**
投資有価証券	5,490	**資本金**	**3,502**
関係会社株式	31,614	**資本剰余金**	**6,486**
関係会社出資金	179	資本準備金	6,409
関係会社長期貸付金	6,021	その他資本剰余金	76
長期前払費用	84	**利益剰余金**	**20,798**
前払年金費用	37	利益準備金	875
繰延税金資産	366	その他利益剰余金	19,922
再評価に係る繰延税金資産	233	圧縮積立金	354
その他	703	別途積立金	12,150
貸倒引当金	△49	繰越利益剰余金	7,418
		自己株式	**△2,804**
		評価・換算差額等	**△2,949**
		その他有価証券評価差額金	**897**
		土地再評価差額金	**△3,846**
		純資産合計	**25,033**
資産合計	**62,678**	**負債純資産合計**	**62,678**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
営業収入		4,505
営業費用		
営業原価	112	
販売費及び一般管理費	2,671	2,784
営業利益		1,721
営業外収益		
受取利息	246	
受取配当金	157	
その他	26	430
営業外費用		
支払利息	159	
社債利息	20	
為替差損	118	
その他	11	310
経常利益		1,841
特別損失		
子会社株式評価損	334	
関係会社出資金評価損	22	
会員権評価損	6	363
税引前当期純利益		1,477
法人税、住民税及び事業税	186	
法人税等調整額	3	190
当期純利益		1,287

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,502	6,409	76	6,486	875	354	12,150	6,685	20,065	△2,353	27,701
当期変動額											
剰余金の配当								△554	△554		△554
当期純利益								1,287	1,287		1,287
自己株式の取得										△451	△451
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	0	0	－	－	－	733	733	△451	281
当期末残高	3,502	6,409	76	6,486	875	354	12,150	7,418	20,798	△2,804	27,983

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,684	－	△4,086	△2,402	25,299
当期変動額					
剰余金の配当					△554
当期純利益					1,287
自己株式の取得					△451
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△786	－	239	△547	△547
当期変動額合計	△786	－	239	△547	△265
当期末残高	897	－	△3,846	△2,949	25,033

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社　永谷園ホールディングス
　　取　締　役　会　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　野　康　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　馬　野　隆一郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社永谷園ホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社永谷園ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社　永谷園ホールディングス
　　取　締　役　会　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　佐　野　康　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　馬　野　隆一郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社永谷園ホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社の主要事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＥＹ新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

株式会社永谷園ホールディングス　監査役会

常勤監査役　永　谷　竜　一　㊞

常勤監査役　松　村　雅　彦　㊞

社外監査役　柳　澤　義　一　㊞

社外監査役　井ノ上　正　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第67期の期末配当につきましては、依然予断を許さない厳しい経営環境が続くものと予想されますが、安定的な配当を維持する方針に基づき、財務状況や当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株当たり　15円50銭　　総額　274,001,126円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	永谷 栄一郎（ながたに えいいちろう） (1954年８月26日生)	1979年４月　当社入社 1988年６月　当社取締役 1991年６月　当社常務取締役 1994年６月　当社専務取締役 1996年６月　当社代表取締役（現在） 当社取締役社長 2008年６月　当社取締役会長（現在）	716,909株
	（取締役候補者とした理由） 1996年から2008年まで当社の代表取締役社長を務め、現在は代表取締役会長として適切な助言・監督を行っており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	永谷 明（ながたに あきら） (1936年２月19日生)	1959年４月　当社入社 1961年１月　当社取締役 1974年６月　当社常務取締役 1990年６月　当社専務取締役 1994年６月　当社取締役副社長 1996年６月　当社代表取締役 2008年６月　当社取締役副会長 2011年６月　当社取締役相談役（現在）	438,544株
	（取締役候補者とした理由） 1961年の当社取締役就任以来、長年にわたり永谷園グループの経営に携わっており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略　　歴
（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>ながたに　たいじろう
永　谷　泰次郎
（1956年10月１日生）</td><td>1979年４月　当社入社
2000年６月　当社取締役
2002年２月　当社常務取締役
2005年４月　当社専務取締役
2008年６月　当社代表取締役（現在）
2010年６月　当社取締役副社長
2012年４月　当社取締役社長（現在）
2019年５月　当社海外事業本部長（現在）</td><td>716,661株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
当社の代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、永谷園グループの事業拡大を推進しており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>ながたに　ゆういちろう
永　谷　祐一郎
（1962年10月31日生）</td><td>1986年４月　当社入社
2010年６月　当社取締役
2011年６月　当社常務取締役
2013年６月　当社専務取締役
2017年４月　当社取締役副社長（現在）</td><td>106,984株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
生産・購買・物流等の責任者及び事業会社の代表取締役社長を長年務めており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
5	いまむら ただのり 今村 忠如 (1952年1月31日生)	1975年４月　三菱商事株式会社入社 2005年６月　株式会社マルイチ産商 代表取締役社長 2007年６月　明治屋商事株式会社 代表取締役社長 2011年７月　三菱食品株式会社取締役 2017年１月　株式会社永谷園入社 同社取締役副社長 2018年３月　当社入社 当社専務執行役員（現在） 2018年６月　当社専務取締役（現在） 2019年４月　当社経営戦略本部長 兼経営戦略部長 2019年５月　当社海外事業副本部長（現在） 2020年４月　当社経営戦略本部長 兼バリューアップ推進室長（現在）	500株
	（取締役候補者とした理由） 食料品を扱う流通企業での経営者として多様な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	きょう ひろのぶ 京 裕信 (1960年４月21日生)	1984年４月　株式会社電通入社 2013年１月　同社総務局次長兼業務支援室長 2016年１月　当社入社 2016年４月　当社執行役員 当社社長室長（現在） 2016年６月　当社取締役 2017年４月　当社常務取締役（現在） 当社常務執行役員（現在） 当社管理本部長 2018年12月　当社不動産部長（現在）	5,000株
	（取締役候補者とした理由） 事業会社の営業部門・業務改革部門の責任者を務め、多様な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
7	社外 独立 さこもと えいじ 迫本栄二 （1956年11月４日生）	1993年３月　公認会計士開業登録（現在） 1993年７月　税理士開業登録（現在） 2000年６月　当社社外監査役 2006年５月　銀座K．T．C税理士法人 代表社員理事長（現在） 2015年６月　当社社外取締役（現在）	3,500株
	（社外取締役候補者とした理由） 公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
8	社外 独立 やまざき ながひろ 山崎長宏 （1955年４月22日生）	1986年６月　太陽化学株式会社取締役 1996年６月　同社代表取締役（現在） 1997年６月　同社取締役社長（現在） 2014年９月　当社社外監査役 2015年６月　当社社外取締役（現在）	1,500株
	（社外取締役候補者とした理由） 長年にわたる事業会社の代表取締役社長としての豊富な経験を活かし、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各取締役候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当及び重要な兼職の状況につきましては、16頁及び17頁に記載のとおりであります。
３．迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、社外取締役候補者であります。なお当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
４．迫本栄二氏及び山崎長宏氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。
５．迫本栄二氏及び山崎長宏氏と当社との間で、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。なお、本議案が承認可決され、両氏が再任された場合には、本契約が継続されます。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
社外　独立 まつだ　じゅんいち 松田　純一 （1960年５月４日生）	1993年４月　東京弁護士会弁護士登録（現在） 2002年８月　松田純一法律事務所（現 松田綜合法律事務所）開設（現在） （重要な兼職の状況） ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社山形銀行社外取締役	－株
（補欠社外監査役候補者とした理由） 弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．松田純一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．本議案が承認可決され、松田純一氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年６月27日開催の当社第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、当社定時株主総会において、当該対応策を一部変更したうえで継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下継続後の対応策を「現プラン」といいます）。

現プランの有効期間は、2020年６月26日開催予定の当社第67回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終結の時までであることから、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、定款第13条の定めに基づき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の継続について、ご承認をお願いするものであります（以下今般の継続後の対応策を「本プラン」といいます）。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の具体的内容

１．本プラン継続の目的

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照ください）に従い、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙２に記載の迫本栄二氏、山崎長宏氏、柳澤義一氏、井ノ上正男氏及び松田純一氏が就任する予定です。

2020年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、同時点において当社役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます）により発行済株式の17.01％が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使するわけではなく、独立した関係にあります。また、当社役員等といえども、その各々の事情に基づき今後当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、分散化が進んでいく可能性が考えられます。世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、大量買付行為が発生した場合、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、本プランの必要性はあるものと認識しております。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

なお、上記のように、当社は現段階において安定株主比率が高いと考えられることからも、本プランでは当社取締役会の判断の恣意性を排除するために独立委員会を設置し、対抗措置発動にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重することとなっており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止したスキームとしております。

２．本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1)　本プランに係る手続き

①　対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等(注1)について、保有者(注2)の株式等保有割合(注3)が20％以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株式等の株式等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ⅰ)買付者等の概要

(ｲ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ﾛ) 代表者の役職及び氏名

(ﾊ) 会社等の目的及び事業の内容

(ﾆ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ﾎ) 国内連絡先

(ﾍ) 設立準拠法

(ⅱ)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(ⅲ)買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます）を含みます)

③　本必要情報の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(注9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(ⅰ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会で延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」受領から最大で60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了した時は、その時点で直ちに取締役会評価期間（④にて後述いたします）を設定するものといたします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります）。なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

(ⅰ)買付者等及びそのグループ（共同保有者(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます）

(ⅱ)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付け予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます）

(iii)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます）

(iv)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます）

(v)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vi)買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii)大規模買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix)大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④　取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後又は情報提供期間満了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定し、開示いたします。

(ⅰ)対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ⅱ)その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤　対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に定める勧告

をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(ⅰ)買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告いたします。

(ⅱ)買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる等、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合は、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥　取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧　大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものといたします。

(2)　本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、相当と認められる対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

(3)　本プランの有効期間、変更及び廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2023年６月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

３．本プランの合理性

(1)　買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2)　当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されております。

(3)　株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続いたしますが、上記２．(3)に記載のとおり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4)　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5)　合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6)　デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記２．(3)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は１年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主及び投資家の皆様への影響

(1)　本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)　本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権２個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２．(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)　本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があり、その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。

ただし、当社は、対抗措置の発動に際しては、取得条項を付した新株予約権を発行し、当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとることを想定しております。その場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

（注３）金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ⅱ)において同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

（注７）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

（注８）金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注９）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。

（注10）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、設置される。

２．独立委員会の委員（以下「独立委員」という）は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員の任期は、選任のときから１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1)本プランに係る対抗措置の発動の是非

(2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止

(3)本プランの変更及び廃止

(4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、

自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9．独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）から助言を得ることができる。

別紙２

独立委員会委員候補者の略歴

迫本　栄二　（さこもと　えいじ）

１９９３年　３月	公認会計士開業登録（現在）
１９９３年　７月	税理士開業登録（現在）
２０００年　６月	当社社外監査役
２００６年　５月	銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人
	代表社員理事長（現在）
２０１５年　６月	当社社外取締役（現在）

山崎　長宏　（やまざき　ながひろ）

１９８６年　６月	太陽化学株式会社取締役
１９９６年　６月	同社代表取締役（現在）
１９９７年　６月	同社取締役社長（現在）
２０１４年　９月	当社社外監査役
２０１５年　６月	当社社外取締役（現在）

柳澤　義一　（やなぎさわ　ぎいち）

１９８５年　３月	公認会計士開業登録（現在）
１９８５年　５月	税理士開業登録（現在）
２０００年　６月	新創監査法人代表社員
２０１１年　４月	新創監査法人統括代表社員（現在）
２０１５年　６月	当社社外監査役（現在）

井ノ上　正男　（いのうえ　まさお）

１９８８年　４月	東京弁護士会弁護士登録（現在）
	大高法律事務所入所（現在）
２０１５年　６月	当社社外監査役（現在）

松田　純一　（まつだ　じゅんいち）

１９９３年　４月　　東京弁護士会弁護士登録（現在）

２００２年　８月　　松田純一法律事務所

（現　松田綜合法律事務所）開設（現在）

※　迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、会社法第２条第15号に規定される社外取締役です。

※　柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、会社法第２条第16号に規定される社外監査役です。

※　迫本栄二氏、山崎長宏氏、柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※　迫本栄二氏、山崎長宏氏、柳澤義一氏、井ノ上正男氏及び松田純一氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

別紙３

当社の大株主の株式保有状況

(2020年３月31日現在)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	2,084千株	11.79%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	766	4.34
永谷栄一郎	716	4.06
永谷泰次郎	716	4.05
松竹株式会社	616	3.48
大正製薬ホールディングス株式会社	565	3.20
株式会社みずほ銀行	544	3.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	539	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	478	2.71
永谷明	438	2.48

(注) １．当社は、自己株式を1,461,211株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（1,461,211株）を控除して計算しております。

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

１．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

２．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

３．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

４．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等を高値で売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

５．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

６．買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます）の２倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

２．割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます）１株につき２個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注11)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注12)、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注13)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

（注11）当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

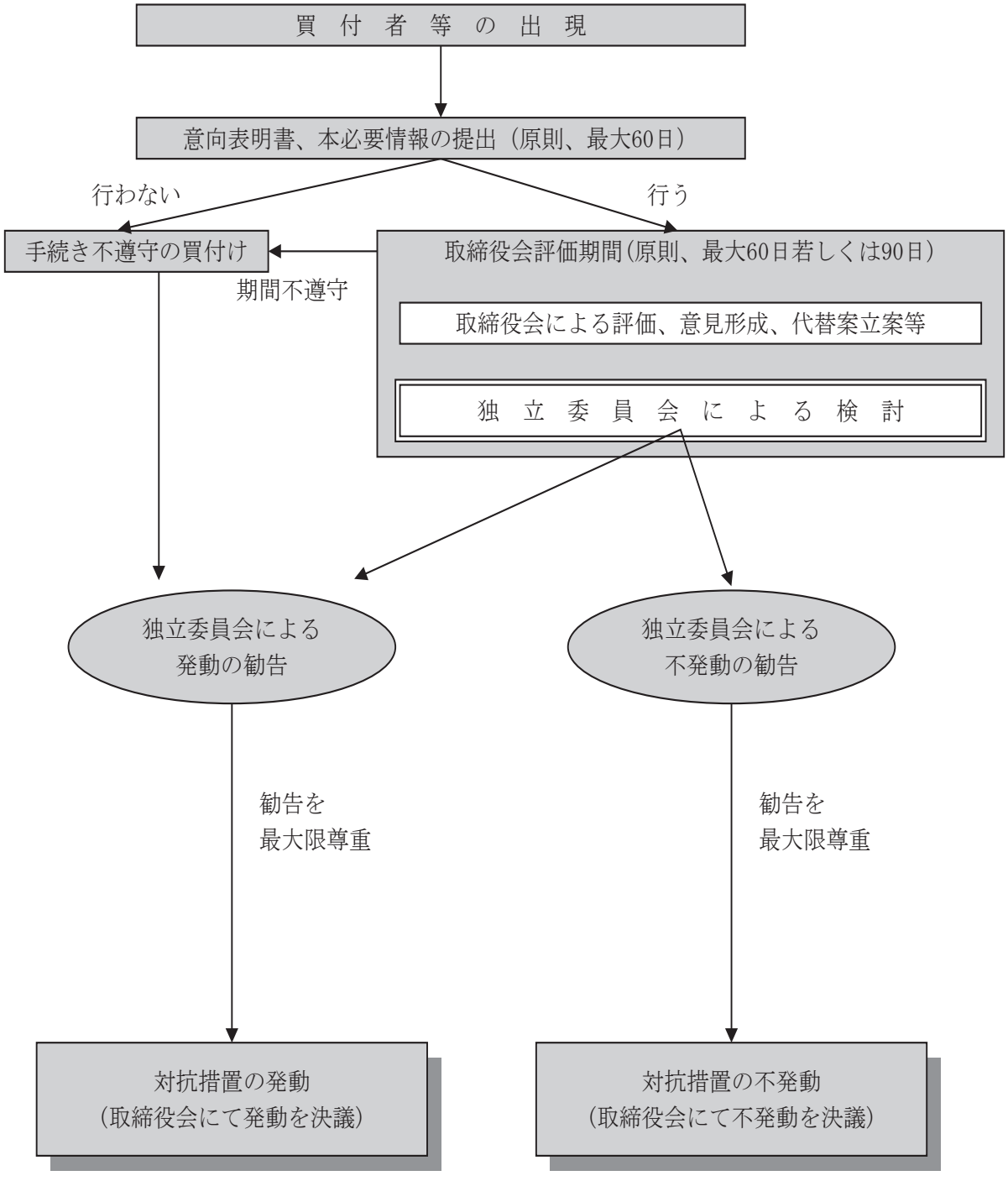
（注12）公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとし

ます）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20％以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注13）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

（ご参考）

本プランの手続きに関するフロー図



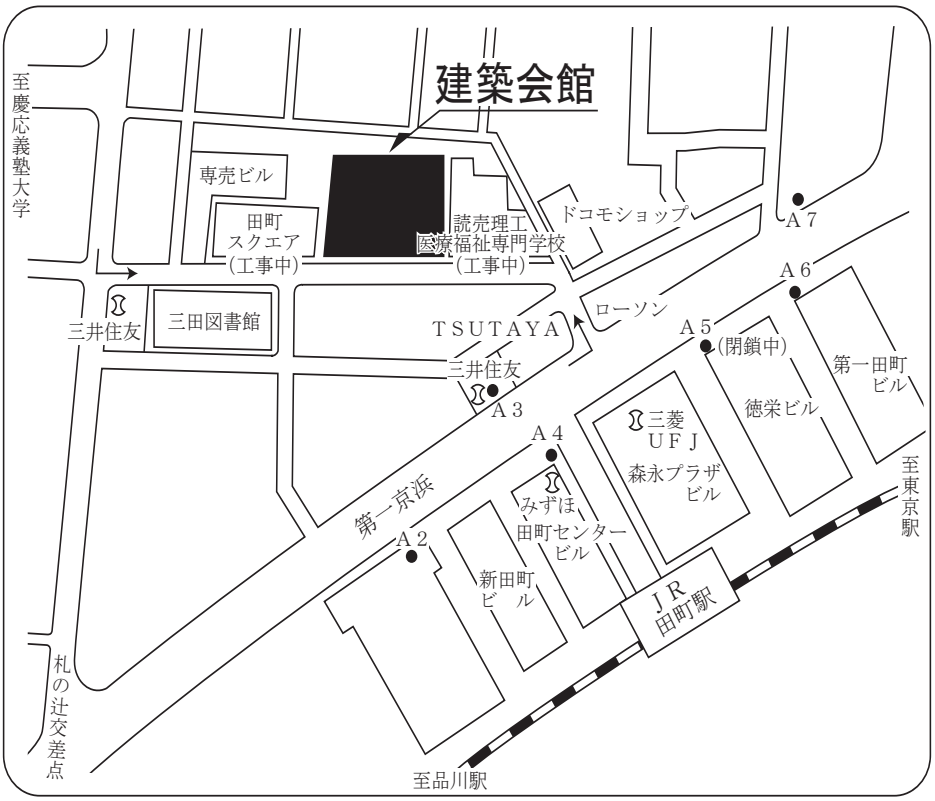
※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以　上

メ　　モ

第67回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区芝五丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会　建築会館ホール



最 寄 駅

ＪＲ　田町駅 三田口／西口 徒歩３分　　都営地下鉄　三田駅 Ａ３出口 徒歩３分

（お願い）　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。また安全確保のため、入場前にご来場の株主様の体温を測定させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

今後の状況により本株主総会の運営に変更が生ずる場合は以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際は事前にご確認ください。

http://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/

お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK